

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
(時代の変化等に応じた教師の資質能力の向上に資する効果的な研修等に関する研究)
審査基準

令和6年5月21日
総合教育政策局長決定

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（時代の変化等に応じた教師の資質能力の向上に資する効果的な研修等に関する研究）の委託先の選定に係る審査は、本審査基準により行うものとする。

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、企画提案書に基づき、書面により実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合がある。なお、各審査委員は、本人が利害関係者とみなされる提案に係る個別の審査には参加しないものとする。

II 評価方法

評価は、以下の各評価項目について、下記評価基準による評価を行い、各審査委員がそれぞれ評価した得点の平均を当該提案者の当該評価項目の得点とする。

また、各審査委員は、必要に応じ、意見を附すものとする。

III 採択案件の決定方法

提出された企画提案書についてテーマごとに審査を行い、本事業の予算の範囲内で、評価点が最低評価点を超える者から、原則として各評価項目の得点の合計の高い順に選定する。その際、審査委員会の審査委員からの意見に基づき、採択に当たって条件を附す場合がある。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容

- ①事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。（中央教育審議会答申等を踏まえた目標・計画設定等がされていることを評価）
- ②調査研究の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。（EBPM (Evidence-Based Policy Making) を進める観点から、調査研究成果を定量的に示すための工夫を評価）
- ③事業を行うための実施体制が整備されており、適切な調査研究の遂行が可能であること。（特に、民間団体との連携を評価）
- ④得られる成果・課題が広く活用可能なものとして期待できること。
- ⑤妥当な経費が示されていること。

2. 事業実施主体

- ①適切な事業実施・業務管理に必要な組織体制を有していること。
- ②事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

(前年度と同様の調査研究を行う機関・団体については、その成果や課題を効果的に踏まえた事業内容としていること。)

V 評価基準

1. 「1. 事業実施体制に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」に係る評価基準
→以下の5段階評価にて採点を行う。

5点：大変優れている 4点：優れている 3点：普通である
2点：やや劣っている 1点：劣っている

2. 評価点の合計及び最低評価点

- ・事業内容に関する評価（5点×5=25点）
 - ・事業実施体制に関する評価（5点×2=10点）
- 合計35点

※最低評価点は20点とする。